

暗号資産取引サービス利用約款
新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条(暗号資産取引の約定に係る金銭の払出/暗号資産の引渡し等)</p> <p><u>1. お客様の注文に基づく暗号資産取引に係る注文が約定した場合、当社は、お客様に対し、当該各約定の都度、暗号資産の売付による売付代金等の支払又は暗号資産の買付による暗号資産の引渡し等を行うほか、本口座における金銭の残額又は暗号資産の残数量を返還するものとします。詳細については、別途取引説明書「V. 8. 金銭の出金/暗号資産の出庫」等に記載するとおりとします。</u></p> <p><u>2. 前項に定める暗号資産の買付による暗号資産の引渡し及び暗号資産の返還において、当社は、お客様が別途指定する暗号資産アドレスに、当該買い付けた暗号資産及び当該返還すべき暗号資産を送付(移転)するものとします。</u></p> <p><u>3. 前項の暗号資産の送付(移転)にあたり、お客様は当社に対し、当社が別途指定する①送付先として当該暗号資産を受け取る者(以下、「受取人」といいます。)に関する情報、及び②当社が当該暗号資産の移転に関するリスク評価を行うために必要な情報、をそれぞれ提供するものとします。当社は、お客様からこれらの情報を提供いただけない場合、当該</u></p>	<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条(暗号資産取引の約定に係る金銭の払出/暗号資産の引渡し等)</p> <p>お客様の注文に基づく暗号資産取引に係る注文が約定した場合、当社は、お客様に対し、当該各約定の都度、暗号資産の売付による売付代金等の支払又は暗号資産の買付による暗号資産の引渡し等を行うほか、本口座における金銭の残額又は暗号資産の残数量を返還するものとします。詳細については、別途取引説明書「V. 8. 金銭の出金/暗号資産の出庫」等に記載するとおりとします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

<p><u>暗号資産の送付（移転）を行わないものとします。</u></p> <p><u>4. 前項のお客様が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者である場合、当該お客様は、前項の受取人に関する情報を当社に提供することについて当該受取人の同意を得たうえで、当社に対し当該情報を提供するものとします。</u></p> <p>第12条～第26条 (省略)</p> <p>2021年9月13日 制定 <u>2022年3月31日 改定</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第12条～第26条 (省略)</p> <p><u>2021年9月13日 制定</u></p>
---	--